

The Dual Income Tax (二元的所得税) について

— 北欧での経験とわが国への教訓 —

馬場 義久

小山理事長 ただいまから講演会を始めます。

本日の講師は、早稲田大学教授の馬場義久先生です。恒例に従いまして、初めに私から先生のご経歴等を簡単に紹介させていただきます。

馬場先生は、昭和四八年に一橋大学経済学部を卒業になり、同大学大学院の修士課程と博士課程を履修されました後、関東学院大学助教授、長崎大学教授を経て、平成五年四月に早稲田大学政治経済学部教授に就任され、現在に至っております。

馬場先生のご専門は財政学で、これまでに税制や財政に関する著書等を多数発表されており、昨年七月には所得税、法人税に関するこれまでのご研究を取りまとめて、『所得課税の理論と政策』という本を税務経

理協会から出しておられます。

馬場先生は、現在当研究所の理事をされており、また、当研究所でこの春スタートいたしました証券税制研究会では、座長としてご指導をいただいております。

我が国では、金融ビッグバンの本格的な実施に伴いまして、金融証券市場関係者の間で、利子、配当、キャピタル・ゲインといった資本所得関係の税制に対する関心が高くなっています。そこで、本日は馬場先生に「The Dual Income Tax (二元的所得税) について——欧米での経験とわが国への教訓——」というテーマでお話しいただくことといたしました。ご清聴をお願いします。

一、はじめに

ご紹介いただきました馬場でございます。よろしく願いました。

きょうは、法人税制を含めた日本の所得税制がどういう特徴を持っているかということとかかわらせて、きょうの主題をお話ししたいと思ひます。

ご存じのように、現在の日本の所得税制は——以下所得税制という場合は、法人税を含んだ形のものを含みます——現実には分類所得税であります。全体として総合課税を行っているということではありません。所得ごとに異なった税率表あるいは異なった控除の仕方をとる仕組み、これを分類所得税と申しますが、現実はこの分類所得税制であります。

終わりですが、配当の場合は、一度法人税を課された後、課税方法によって税率が違いますが、最も高いもので、法人税引き配当に三五%の分離課税が適用される。また、総合課税の扱いをしているものもある。

それから、株式を売って得たキャピタル・ゲインについては、申告分離と源泉分離の二つの選択が認められております。ところが、先物取引のキャピタル・ゲインについては、総合課税と分離課税があり、適用税率も違う。

このように資本所得間で税制がバラバラである。ただ、基本的には総合課税の対象になっていないものが多いということでもあります。

現実の税制は、この二つ、すなわち、勤労所得に対しては累進税制という点と資本所得間で適用制度が異なるという点が、現在の所得税制の特徴であろうかと思ひます。

大きく分けて、二つのことがいえるかと思ひます。まず、我々の勤労所得に対しましては、累進税制になっています。住民税を含めると、六段階で、一五%から最高限界税率が五〇%という累進税制であります。

ところが、利子とか配当といった資本所得の多くは、一部例外がございますが、一律分離課税であります。典型が利子でありまして、これは何の控除も認められないかわりに、どれだけ利子所得があろうと、その人が稼いだ勤労所得の水準とは全くリンクさせないで、それだけを取り出して、二割の税率で取る。これが分離課税であります。次に、二番目に、資本所得と一言で言っても、いろいろな所得がある。有価証券の譲渡益もあれば、配当、利子もある。その資本所得の間で、適用税率とか適用制度が著しく異なっている。一例を申し上げますと、利子は二〇%の課税で

問題は、そこからの改革の方向でありまして、一体どうするのか。シャープ勧告以来の伝統的な考え方によると、資本所得を分離課税にするのは不公平だから、勤労所得と合算して総合累進でやるのがいいのではないか。これが、総合所得税戦略であります。

本日の私の話は、総合所得税あるいは総合所得税主義による改革というものが、実際可能なのかどうか、もし可能でないとするならば、それに代わる戦略は何なのかという点についてお話ししたいということです。

その有力な候補として、実際に北欧でとられた Dual Income Tax「二重の所得税論」がございます。ここでは、この「二重の所得税論」というものが、総合所得税主義に比べてどういうメリットを持っているのだろうかというお話をしたいと思ひます。

Dual Income Tax論は、理論的には、まだいろいろ解明すべき課題があるかと思いますが、私自身の感じとしては、当面の改革戦略としては、非常に有力なものではないかと思っております。

Dual Income Tax論は、別に学会で議論になっていただけではなくて、政府税調の金融課税小委員会のレベルでも、今までの総合所得税論とか支出税論といったものと並んで、一つの候補として検討されておりますので、政策的にもかなりホットな話であるというふうに考えております。

まず、Dual Income Taxとはどんな税金かということをお話しさせていただきます。

図表1をいらい下さい。英語で恐縮ですが、例えば一番下のSwedenを見ますと、一九九一年の改革前と改革後となっています。改革前は、一

応建前としては総合課税であります。personal incomeというのは「勤労所得」と考えていた方がいいかと思いますが、それに対する改革前の税率は三六%から七二%で、資本所得の方も三六%から七二%だった。ところが改革後は、勤労所得に対しては三二%から五一%の累進課税を行い、資本所得については三〇%という低い税率一本になりました。法人所得税率も、その資本所得税率の三〇%に合わせるという税制であります。結局何を二つに分けるかというと、資本所得と勤労所得です。これを、課税上分離する。そして、累進課税の対象を勤労所得のみにする。そうしますと、その税率構造が問題になりますのが、資本所得の税率を勤労所得の出だしの税率といえますか最低限界税率以下にする。それから、法人税率を資本所得の税率に等しくする。この四つが、Dual Income Taxの構造のポイントにな

図表1 Marginal income tax rates in an average municipality in the Nordic countries (excluding Social Security contributions)

Country	Marginal tax rate on personal income	Marginal tax rate on capital income	Corporate income tax rate
Denmark			
Before 1987 tax reform	48-73	48-73	40
After 1987 tax reform	50-68	50-56	50
After 1994 tax reform	38-58	38-44/58	34
Finland			
Before 1993 tax reform	25-57	25-57	37
After 1993 tax reform	25-57	25	25
Norway			
Before 1992 tax reform	26.5-50	26.5-40.5	50.8
After 1992 tax reform	28-41.7	28	28
Sweden			
Before 1991 tax reform	36-72	36-72	52
After 1991 tax reform	31-51	30	30

*The top marginal tax rate on positive net capital income below 20,000 Danish kroner (40,000 kroner for married couples) is only 44 percent, and negative net capital income may only be deducted against a top marginal rate of 44 percent.

**The marginal tax rate on capital income varied widely with the type of capital income before the reform in 1993.

†In late 1993, the Swedish government has proposed that the rate be lowered to 25 percent.

ります。

例えば、日本の現在の税制で考えると、今利子所得に対しては二〇%ですが、利子所得だけでなく、ほかの資本所得を全部合算します。その合算した資本所得に対して、例えば二〇%の税率で課税する。勤労所得については、今は地方税も含め最低税率が一五%ですけれども、もし資本所得税率が二〇%であれば、勤労所得税率は、例えば二二%からの累進課税にする。法人税率は、資本所得税率の二〇%と等しくするということになります。ですから、分離しつつ資本所得は全部集めるということで、一種の完全な分離課税システムであります。

以下の話の順序としては、総合所得税主義とは何かということをお話しします。これは、理想的な総合所得税についてです。次いで、実際にそれがスウェーデンではどう機能したかというこ

と、さらに、総合所得税主義は実現するか、まあ実現しないというお話になろうかと思いますが、それについてお話しします。そして、Dual Income Taxは、果たして公平な税制といえるのか、仮にこのDual Income Taxが相対的にいいということになったら、どういう改革の方向が目指されるかという順序で話を進めさせていただきたいと思えます。

二、総合所得税主義とは何か

ある公平な税制をつくりたいというときに、一体何をもって公平の尺度とするか。総合所得税主義の場合は、包括的所得といって、消費プラス資産蓄積に振り向けられるものをすべて課税対象にする。それが公平だということです。

九九年一月に一五〇万円の株を持っていて、そ

うことが一つであります。

それでは時間の単位はどうするかというと、年間幾らの包括的所得があったかというふうに、年間ごとに算出する。たまたまことしドンと所得を得て、来年はだめだとか、次の年もだめだったといても、ことしドンと得たものに対して累進課税をかけます。それが一時的な所得であろうと何であろうと、とにかく年間の所得が多いものがお金持ちだということ。将来どうなるかとか、今までどうであったかということは問いません。そして、消費とか資産蓄積に回されるものは全部合算して、それに対して総合累進課税を行う。ですから、分離課税はもってのほかということになります。とにかく、計算された所得の大きい人がお金持ちであって、その格差を是正するというのが大きな目的になります。

さらに、所得の異質性を一切勘案しないという

れが九九年十二月には二〇〇万円上がった。同時に早稲田大学から八〇〇万円の給料をもらったとしますと、この八〇〇万円は、消費と貯蓄の両方に回せますが、貯蓄も、当然資産の増加となりますから、このときの課税ベースは、八〇〇万円プラスもともと持っている資産の値上りの五〇万円です。八五〇万円に税金を掛けるということ。その年の消費と資産の増加に振り向けられるものなら、どんな収入であっても課税する、そこが包括的だということでもあります。

もっと広くなりますと、帰属家賃がある。帰属家賃は、家という実物貯蓄が収益を生んでいて、それを自分が消費しているわけですから、それも課税される。農家の方が、ササニシキの一部を市場に出さないで自家消費に回したとしますと、ただ市場に通さないだけです。課税されることになる。とにかく、課税ベースが非常に広いとい

ことで、これが大事であります。所得の異質性というのとは何かというと、例えば同じ八〇〇万円でも、非常に安定的な所得の八〇〇万円と、たまたまことし得た、来年どうなるかわからないという八〇〇万円があったとします。Aさんは八〇〇万円得たけれども、幸いその企業が成長局面にあれば、この人は来年も昇給の見込みはあるはず。Bさんは、八〇〇万円得たけれども、農家で農産物の自由化等々で競争が激しくなって、来年あるいは将来は、この八〇〇万円を確保できるかわからない。そういう場合、一方は上昇飛行であるが、他方は非常に不安定である。つまり、明らかに所得の安定性という面では質は違うわけですが、そういう質の差は、課税上勘案しません。ことし得た一円は一円で、同じ税金の負担能力があるということ。非常に短期の尺度であり、所得の違いは一切見ない。そこが大事なところで

す。税率が違うのは、金額の違いによる場合だけです。同じなら、税金も同じだということです。品物を買うのに同じ一円ならば、一円は一円の購買力を持っているのではないかという考えであります。

それから、発生主義であるということです。所得が実現しようとして実現しないと、私の持っている株が一五〇万円から二〇〇万円に上がった。まだ儲かると思ったら売らなければいい。しかし、売らなくてもゲインは発生すると見られます。この五〇万円のことを発生ゲインと申しますが、それに対しても課税する。お金として入ってこようが未実現であろうが、つまり含み益であろうが課税する。それだけ経済力がついたからだということでありませぬ。

それから、これは後の話で重要ですが、逆に二〇〇万円から一五〇万円に下がった時、キャピタルから、お金持ちの方がロス控除を多く適用されることになりました。累進税率ですから、お金持ちの方が高い税率を適用されていますから、これにかかったであろう税金をまけてもらえるわけです。

利子控除も同じであります。例えば、同じ資金を借り入れて、同じ利率で同じ利子を支払うというときも、利子控除はお金持ちほど多く受けるということになります。お金持ちほど高い税率が適用されるということと全く裏返しであります。

以上が、総合所得税主義の一般論であります。

三、スウェーデンにおける総合所得税主義の実際

スウェーデンは九一年に総合所得税主義を捨て Dual Income Tax システムに移行しまし

ル・ロスは、当然総合所得から控除されます。先ほどいきましたように、所得の異質性を認めませんので、ロス控除の対象は総合所得です。例えば、ほかに資産所得がなくて、勤労所得と株のロスだけだったら、勤労所得に対して控除するのが総合課税であります。

また、人からお金を借りた場合、利子を払いますが、利子をもらうこととはちょうど反対で、もらった利子は課税されますので、借り入れ利子は、逆に総合所得からの控除を認めることになります。

後ほど申し上げる話で効いてきますのは、キャピタル・ロスと借り入れ利子で、総合所得から控除される。ロスが総合所得から控除されるということは、貧しい人も富める人もどちらも株で五〇万円の損をした場合、どちらがロス控除を多く受けられるかというと、累進課税が適用されていま

すが、改革前に、総合所得税主義がスウェーデンでどう機能していたかということをお話したいと思います。

図表2は、租税負担と社会保険料負担をGDPで割ったものです。新聞でよく出てきます国民負担率であります。地方税も含め、社会保険料も含めてあります。この資料は、九四年のもので若干古いんですが、スウェーデンは上から二番目、デンマークの次にありまして、五〇%を超えておりませぬ。

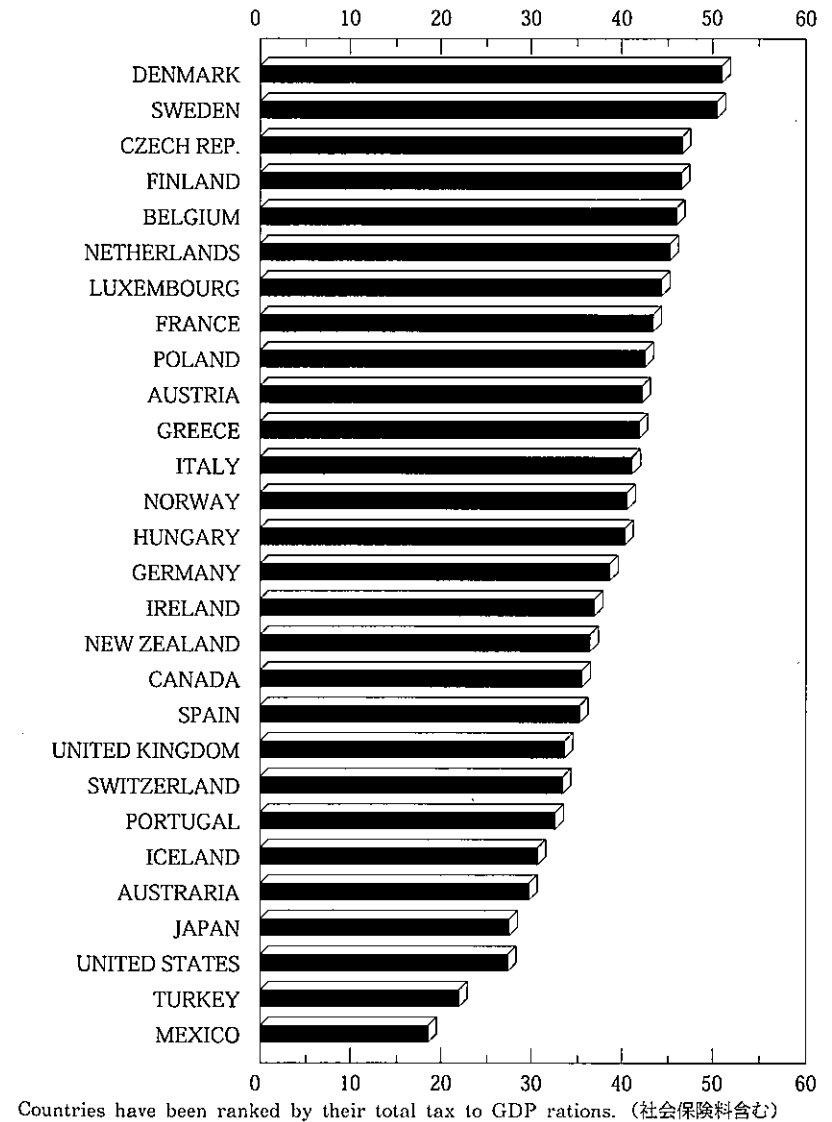
参考までに、日本は、OECD諸国の中では下から四番目です。アメリカと同じぐらいで、三〇%近傍であります。要するに、スウェーデンは高負担経済であったということでありませぬ。

次に図表3ですが、これは私たちが政府に支払った税金と社会保険料が、どんなものから集められているかというものです。政府に支払ったも

図表3 TAX REVENUE OF MAIN HEADINGS AS PERCENTAGE OF TOTAL TAX REVENUE



図表2 TOTAL TAX REVENUE AS PERCENTAGE OF GDP 1994



の全体を一〇〇%としたときに、どのような構成になっているかをみてみます。スウェーデンは、下から五番目にありますが、黒いところの個人所得税と法人税が合わせて四〇%ちょっとを超える。斜線が社会保険料です。その次の交差した線が、消費税、付加価値税等の消費に対する税金です。日本はちょうど中位にあります。イタリアとルクセンブルグの間にあります。日本も大体スウェーデンと同じように、所得税と法人税を込みで見ますと、同じような割合となっている。

スウェーデンの所得税の仕組みを申し上げますと、改革前は、総合所得税主義に忠実な面と忠実でない面がチャンポンになっている。実際に総合所得税主義を全部完璧にやった国は、いままでどこもありません。スウェーデンは相対的には忠実であったということです。

改革前の仕組みは、今、限界税率が三六%から二年内のものにはフルに総合課税するが、二年を超えて長期ゲインについては、ゲインの四割しか課税しない。したがって、七二%で課税される最もお金持ちの人でも四割の三割しか課税されないことになる。これは、例外事項です。

それから、総合課税の対象にしているけれども、帰属家賃をどうやって計算するのか。これは非常に難しく、持ち家の疑似的な市場価値を、日本でいうと、ちょうど固定資産税の課税標準価格のようなものを使って、その一・四%を帰属家賃と踏んで、それを勤労所得に合算する。かき括弧つきの「市場価値」が課税標準ですから、市場価値よりはずっと安いわけですが、そういうストックから計算していくという例外措置であります。これを「限界付」総合所得税といっているんですけども、こういうものがどう機能した

七二%の総合課税で、利子とか配当、それから帰属家賃等々も勤労所得と合算の上、課税していくということでもあります。

それから、日本には余りない制度ですが、先ほどもいいましたように、個人で借金をして家を建て、そのローンの利子を返済するときに、利子控除が認められております。法人だけではなくて、個人でも利子控除が認められているわけです。キャピタル・ロスも、一部でありますけれども、控除されるシステムであった。これは、総合所得税主義に忠実な面です。

他方一部に優遇措置がありまして、自分で私的年金に入るときには、年金の掛け金は所得控除され、積み立てて運用するときの運用益は非課税で、年金を取り出したときだけ課税される。いわゆる、支出税方式です。

また、有価証券のキャピタル・ゲインについてかということが、図表4、5、6に書いてあります。

図表4ですが、左の欄に「株式」「持ち家」「銀行貯蓄」「耐久消費財」とあります。これは、株式を買った、家を買った、銀行貯蓄をした、あるいは耐久消費財を買ったということを示しています。今、オールド・タックス・システムという改革前の八五年に焦点を置き、インフレがゼロのケースを見ます。ここで何を買っても二%の税引き収益率を確保するためには、一体課税前の収益率が何%でなければいけないかを示したものがこの表の左はしの数字で、したがって、この数字が高いほど、税金が多くかかっている収益ということになります。要求収益率が高いわけですからそういうことになります。

例えば、銀行貯蓄だと、二%を確保するために五%の課税前収益率がないといけない。それに

The Dual Income Tax (二元的所得税) について

こととなります。

図表5は、インフレ経済で利子控除がどう効くかをみています。何をいっているかというと、八〇年の利子率が一四％であったとすると、お金を借りた人は、一四％の利子を負担しなければいけないかというところではなく、利子控除によって八・七％が控除される。したがって、税金の控除分を除くと、ゼロインフレでも、一四％の利子を借りても五・三％だけ支払えばいいということになります。

ところが、その年は実際のインフレ率が二・三％であり、購買力を考慮した税引き実質利子率はマイナスの七％になるわけであり、八九年は、インフレがややおさまって一〇・二％ですが、マイナス二・八％である。ここで申し上げたいことは、利子控除(タックス・エフェクト)

対して、例えば耐久消費財であると、全然所得税がかかりませんので、二％の税引き収益率を確保するには同じ二％でいいということになります。一番重く課税されることになるのが銀行貯蓄です。なぜかというと、株式は、長期のゲインに対して優遇措置があり、また、持ち家は、その市場価値が、安目に算定されているからです。ところが、銀行貯蓄の利子は、きちんとそのまま総合課税の対象にされますので、銀行貯蓄が一番重くなる。したがって、二％の収益を確保するには高い収益率でなくてははだめなわけです。

ここで申し上げたいことは、総合課税を限定した形で適用すると、銀行貯蓄の方に重くなるというところで、それは優遇措置を受けない所得に対してだけ総合課税が適用されるからです。その結果、同じ限界税率に直面した投資家であっても、資産所得間では実効税率が異なってしまうという

図表4 Real required rate of return before tax (in percent) when the real return after tax is two percent

	Old tax system(1985)			1991 tax system		
	Inflation (in percent)			Inflation (in percent)		
	0	5	10	0	5	10
Corporate shares	4.1	9.8	15.0	2.9	4.8	6.8
Own homes	3.7	3.7	4.3	2.9	3.4	3.4
Bank savings	5.0	12.5	20.0	2.9	5.0	7.1
Consumer durables	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

Source: Calculations provided by Jan Södersten. For a documentation of the underlying cost-of-capital models, see Södersten(1993).

図表5 Real interest rate, after tax for selected years

	1980	1989	1991
1. Interest rate	14.0	14.0	14.0
2. Tax effect	8.7	6.6	4.2
3. Interest rate after tax(1-2)	5.3	7.4	9.8
4. Inflation rate for coming year	12.3	10.2	2.6
5. Real rate of interest, after tax(3-4)	-7.0	-2.8	7.2

が非常に大きく効き、それに加えて、インフレによって実質利子負担はマイナスになり、借り得になるということですが。

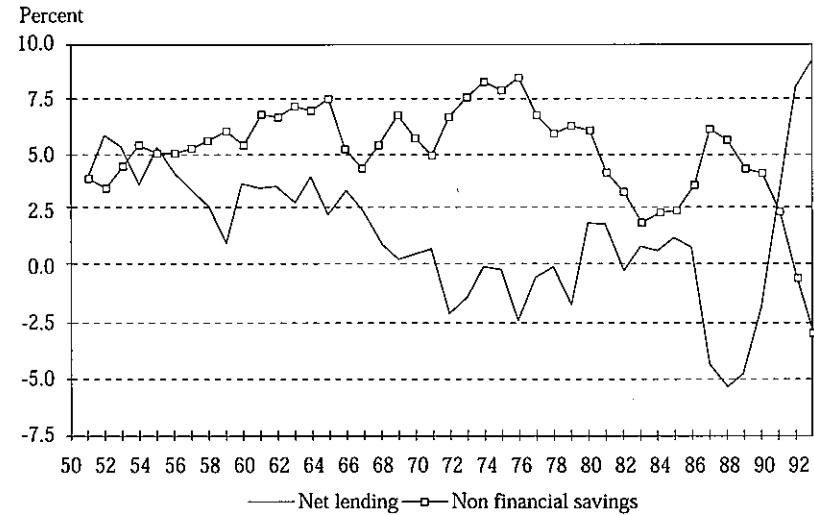
こういうことを消費者がわかっていると、当然ポートフォリオに影響を与える。図表6は、ノン・ファイナンシャルのいわゆる実物貯蓄と、九〇年まではそれよりも低い線のネットレンディングの金融貯蓄（銀行貯蓄とか貨幣貯蓄のような純貸し出し）の二つの動きを示しています。

今申し上げましたように、利子控除とインフレが効いて、マイナスの税引き利子率になりますから、金融的には借りた方が得ということになりますので、純貸し出しに対する貯蓄率が七〇年代からマイナスになって、ずっと低い状態が続いている。人々は何をやっているかということ、貯蓄するより、お金を借りて家を建てたということですから、金融には非常に厳しい影響を与えています。

るわけでありませう。利子控除とインフレによって、実物の方に課税が甘かったということでありませう。

ズレンセンという人がたしか八二年に、法人税を除いた個人の資本所得税収が上がらない、マイナスだということは、つまり補助金を出していることだということを言っております。法定税率がプラスでも、個人の資本所得税収が負だということとは、これは予想ですが、所得の高い人ほど、ロス控除と利子控除を援用しながら優遇税制が適用されるキャピタル・ゲインとか持ち家を利用するからで、余りポートフォリオに余裕のない人は、銀行貯蓄をする、そうすると、そこではきちっと課税されますから、資本所得税収は、低所得者については、恐らく私はプラスだったと思います。ところが、お金持ちでポートフォリオに余裕のある人は、リスクをとって、ロスとか借り入れを利

図表6 Saving ratios for net lending and non-financial savings (1951-93)



用し、優遇税制を考慮して、何でもかんでも銀行貯蓄ではなくて、短期のロスを実現して長期のゲインを実現することも考える。短期のロスは全面的に控除され、長期のゲインは優遇税制で実質三分割しか課税されませんから、そこでは課税がマイナスになって、マクロで見ると資本所得税収がマイナスになるといふことです。また、別な研究もあって、資本所得税収のマイナスがどの所得階層に帰着したかということ、上位二階層に帰着したということ、それは、ある意味では当然です。

最初は、平等主義があつて、総合課税をやるうとした。ところが、一部優遇税制と利子控除とロス控除を認めざるをえなくなり、そうすると、最初の資本所得税制による所得再分配機能が逆再分配になってしまった。それではまずいので、スウェーデンでは、犯人は限界のある総合所得税主義だ、それなら、いっそ分離課税にしてしまった

方が、かえってこういった事態を解決できるのではないかと考えたわけです。

四、総合所得税主義は実現するか

「総合所得税主義は実現するか」ということで、特に資産所得を総合課税するというのは難しい。スウェーデンのように三六%から七二%のような高い限界税率を持つような国で、理想的な総合所得税主義を貫徹するというのは、非常に難しいのではないかと感じを持っており、大きくいって、四点指摘できます。

まず一点目は、市場価格が定かでない資産増加や収益の価値額を測定するということは、もともと困難です。帰属家賃とか、あるいはなぜ年金が優遇課税されたかをみればわかります。年金権の価値増加分も課税しなければいけません、年金

権の価値増加というのは、六十五歳から年金をもらうということがわかっていけば、六十五歳に近づくだけで価値が増加します。なぜならば、満期が短くなるのと同じなわけです。しかし、毎年、毎年、年金権を評価するのは難しい。また、帰属家賃は市場がない。未上場株式もそうです。

次に二点目ですが、年間所得ベース課税による困難がある。長期のキャピタル・ゲインをなぜ優遇したかという、長いこと持っていたが、たまにたまに売ったら一〇〇万円儲かったとして、その一〇〇万円というのは、全部ことしのゲインかどうか、それは数年前のゲインでもあり得るわけです。その一〇〇万円に対して一括して課税するのは非常にきついで、長期のゲインに対しては優遇する。

一時的所得の累進ペナルティーというものもあります。例えばAさんとBさんがいて、Aさんは

九九年は一〇〇〇万円の所得を得、二〇〇〇年はゼロだったとし、Bさんはステディーな人で、毎年五〇〇万円ずつ所得を得たとします。二年間にすると同じですが、ここで累進税制を適用して、一〇〇〇万円に対しては四割、五〇〇万円に対しては三割の税率を適用すると、Aさんは四〇〇万円の税金を払わなければいけません、Bさんは一五〇万円と一五〇万円の計三〇〇万円で済む。これが累進ペナルティーです。これは、年間の所得を公平な尺度にするということからくるものですが、もっと長期的なトレンドの経済力に即した課税をしようとするとおかしくなる。

実際は、そういうことを考慮して、ある種の平均化措置は認めるわけです。清原選手はどうなっているのかと思いますが、まあ平均化措置が認められている。しかし、総合所得税主義の考え方からすると、平均化措置は認められない。原理的に

おかしい。なぜかという、年間の所得に対して累進課税をするというのが基本であるからです。

それから三点目として、総合累進課税をしますから、個人の限界税率に即して課税するのが困難な資産所得が多く存在するということです。その典型は、法人企業の内部留保です。法人擬制説によりますと、内部留保も株主の持ち分だ、松下電器が内部留保したが、それは松下の株を持っている株主の所得だ、その留保を帰属計算して、いろいろな株主に対して、異なる限界税率に即して課税しなければいけないということになります。

あるいは、これはよくアメリカで起こっていることです、年金基金とか寄付団体のいわゆる非課税組織があります。その非課税組織が法人の株を買、あるいは法人の債券を買う。債券の利子は利子控除ですから、法人には全然税がかからないし、非課税組織にも全然かからない。しかし、

果たしてそれでいいのか。非課税組織を構成している人は課税投資家であるから、債券利子についても、総合課税の考え方からすると、本当は課税投資家に課税しなければいけない。しかし、非課税組織は、債券利子をもたらしたときにすぐ分配してしまえばいいけれども、それをどんどん長期に運用してしまう。こういうのが介在することになると、課税投資家の限界税率に即して資産所得に課税することが非常に難しくなる。現実には、アメリカはどうしているかというと、債券には、全然税金がかからないということになっている。

それから、四点目はよくいわれることですが、資金が国際的に移動するということです。高い限界税率のところと総合課税をしますと、スウェーデンのように七二%で課税されてしまうので、税率の低いところにお金が逃げていく。国際的に税務調査が全部うまくいって、居住地主義を貫徹し

ばいいですが、そういうことは実際は無理なので、税金の低いところに逃げていく。そうすると、実際に資産所得を総合課税するにはかなりの困難があるということだと思えます。

しかし、それにもかかわらず、総合所得税主義に固執して一応建前としてやるのだとすると、「限界付」総合所得税が実現してしまう。「限界付」総合所得税とは何かといいますと、余りポータフォリオの余裕のない利子など、国内貯蓄の一部の資産所得だけが総合課税の対象になり、そして、課税の優遇措置を抱えている利子控除、ロス控除などによって非常に中途半端な形で総合所得税が実現してしまう。分配上、それがお金持ちの方にグッと再分配的に作用すればいいけれども、利子控除などはもともと高所得者優遇ですから、逆再分配に作用するのではないか。資金を多く持っている人が節税のこともうまくできるという

ことでもあります。

五、Dual Income Tax は公平か

このままでは実際の話です。次に、Dual Income Tax は公平かという点についてお話しします。これは、恐らく Dual Income Tax の最大の難関だと思えます。実際デンマークでは、一部に Dual Income Tax にも批判があつて、純粋な Dual Income Tax が実現しておりません。Dual Income Tax は、果たして公平なのか。最初に申し上げましたように、勤労所得税の方が結局重くなります。勤労所得税の方が重くなつて、資本所得税の方が低くなる。そういうことが我々の公平課税ということと合致するののかというのは、当然検討しなければいけないところであり

ます。

私たちは、財政学を勉強していますが、何が公平な課税か、どういった方式が公平な課税かというの、公平に対する考え方が公平によりまして、包括的所得税論、生涯支出税論、最適所得税論などいろいろあります。包括的所得税論というのは、総合所得税論です。

何が公平かという公平課税論の分岐点は公平尺度の期間をどうするかということにあります。包括的所得税論では、一年です。要するに、先ほど申し上げた年間の所得ごとに累進課税を適用していく。ところが、生涯支出税論というのは、文字どおり、生涯で、生涯所得を対象とする。

年間所得の同じ人は、政府に同じだけ税金を払いなさい、年間所得の大きい人は、貧しい人よりも租税負担率を高くしなさいというのが年間主義です。いやそうではなくて、短期的な所得だと

先ほどいいましたように、所得の変動があるときにいろいろ問題があるので、生涯所得をとるべきだ、それは生涯の所得が同じ人は、生涯に支払う税金も同じにしないさい、サラリーマンは平均的に、課税前で、今三億円ぐらいですか、同じだったら、同じような税負担になる方がいいのではないかとということ。メジャーは、ロングランの方がいい。

要するに、非常に極端ですが、今のところ、財政学では一年か生涯かです。中間というのは余りいいません。Dual Income Taxを公平課税論に位置づけようとする、多分生涯にわたる公平を目指すということになります。

もう一つの公平課税論の分岐点は、所得の違いをどうみるかということです。つまり安定的な所得とか、不安定な所得、あるいは資本所得というのは汗水たらして得る所得ではない、テレビを見

ていても、利子が入ってくるわけで、遊ばないで一生懸命汗水たらして働いた所得と、テレビを見ていても入ってくる所得の税金をどうするか、こういうことです。

総合所得税は所得の異質性を見ません。一円は一円だ。逆に所得の異質性を非常に強調する立場は、最適所得税論といって、所得の性格をできるだけ勘案しようとする。リスクがあるとかリスクがないとかということです。

生涯支出税論ないしはDual Income Taxは、所得の異質性を見る範囲を、資本所得と勤労所得だけにする。一口に勤労所得といっても、最適所得税論の立場からいうと、安定業種の勤労所得と不安定業種の勤労所得とは違うんだけれども、そこはオミットする。資本所得についても、株式をやる人と、つぶれない銀行に預けて確定の利子ももらう人とで違うように、リスクのある危

険資産と安全資産とは、同じ資産所得といっても違います。生涯支出税論とかDual Income Taxでは、それは見ない。資本所得と勤労所得だけを区別しましょう。資本と労働だけの区別にとどめよう。相続もあります。資本所得と労働所得の区別だけにしよう、こういうことであります。

ですから、Dual Income Taxでは、生涯所得基準でゆこうということ、資本所得と労働所得だけを見るということです。

生涯所得で見るといえるのは、遺贈なしとしますと、例えば、私に五億円の生涯所得があり、ある人は三億円だとすると、五億円のある人の方が生涯消費の機会が大きいので、人々の生涯の効用、満足度を判断するのは、年間の消費でなくて、生涯の消費で測った方がいいという考え方です。

そうすると、問題は、資本所得に、なぜ勤労所

得より軽減した税率を使うかということになります。最大の理由は、貯蓄の二重課税を防ぐことにある。

どうということかという、今安全資産だけがあり、自分が予想した利子率で返ってくるつもり。ある年に貯蓄S円があるということは、その年にS円だけ消費を我慢することです。そのかわり、翌年には $S(1+r)$ が返ってくる。予想収益率が r で、それが実現していた。一期では消費を減少していますから、それを二期の値打ちでカウントすると、 $S(1+r)$ です。そうすると、一期、二期を通して見ると、この人は貯蓄によっては消費は変化していません。安全資産であります。貯蓄によっては消費は変化しない。だから、貯蓄の収益に対して課税するというのはおかしいことになります。

つまり、今する消費をそのまま将来に延ばして

いるだけです。そこに延ばしたことで、つまり待っていたことによる報酬に税金をかけるということは消費を少なくしてしまいます。だから、この立場からいうと、利子は非課税ということになる。あるいは資産所得が安全資産だけだと、利子に対する税率はゼロということになります。

それが素朴な支出税の考え方です。だから、その考え方ですと、遺贈がないとした場合、勤労所得税が完璧に機能していれば、資本所得税率ゼロというのが公平だということになります。

ところが、安全資産だけでなく、リスクのある危険資産がある場合、自分の予想していた収益率が r だけれども、うまくいって r_c になり、キャピタルゲインを得たとします。

一期の消費の減少は、自分の予想収益率により二期の値打ちでカウントすれば $S(r_1 + r_2)$ だけですけれども、実際はキャピタルゲインによって

自分が予想したよりも多くの収益率があつたので、二期の消費は $S(r_1 + r_2)$ となり、生涯の消費機会をふやすことになる。

だから、生涯支出税のように、資本所得税を全部ゼロにするというのはおかしいので、本来は、危険資産と安全資産とを課税上区別して、危険資産にだけ課税するというのが正しいのですが、それはなかなか難しいので、生涯支出税の資本所得税率ゼロという極端な立場をやめて、みんな危険資産も運用するんだから、貯蓄の二重課税は多少残るけれども、資本所得税率を勤労所得税率より低くすればいいのではないか、こういうことでありませぬ。

公平の尺度として生涯所得基準を採用して、貯蓄の二重課税を一部緩和する。つまり、勤労所得と同じように課税すると、二重課税がそのまま生じますので、それを緩和して、次に危険資産収益

による生涯消費機会の増加を考慮するわけです。そして、所得の異質性を全資本所得と全勤労所得の間だけ認めるといふ考え方です。

資本所得はテレビを見ていても得る所得ではないかといわれますけれども、所得の源泉は貯蓄です。その貯蓄は何かというと、遺贈がなければ、勤労するしかないのです。貯蓄の本当の源泉は、テレビを見ないで一生懸命働いた勤労所得のうち一部消費を我慢したものでレジャーを我慢して働き、なおかつ品物を買わないで消費にまわさなかったものです。生涯チームで見ると、ことしの利子所得はふえるかもしれないけれども、利子所得があるのは前に働いたからです。要するに、生涯チームで公平にし、かつ危険資産のことを少し考えている税制であるということですよ。

六、Dual Income Tax に対する評価と所得税制改革の方向

最後に、Dual Income Tax に対する評価と所得税制改革の方向についてお話しします。きょうは効率性の話をしておりますが、公平性に限っても、まだいろいろ問題があるかと思えますが、私自身は、包括的所得税論とか、生涯支出税論、最適所得税論などよりは、現実的な公平課税の戦略を提示しているのではないかと思います。

公平という場合、横の公平と縦の公平がある。お金持ちと貧しい人の格差をよりなくすという縦の公平で考えた場合、勤労所得を重課することによって、所得の再分配機能を実質的に確保する。どういふことかというところ、資本所得に総合課税はできませんから、それよりも、租税回避の少

ない勤労所得の方に重課して、再分配機能を実質的に確保した方がいだろうということです。

所得の不平等を決める要因はいろいろあります。典型的には勤労所得と遺贈が所得の格差を決めている。資本所得は、分布だけ見ると格差があるみたいですが、生涯所得に占める割合が小さい。所得の小さいところで大きな格差が起こっていても、所得の大きなところで緩やかな格差が起こってれば、所得のウェートの大きい方が格差には効いてしまいます。勤労所得による格差の方が決定的であるということです。

それから、「限界付」総合所得税による再分配よりも、分離タイプの均一な資本所得税制による再分配の方がいい。年次所得基準ではあるが、再分配機能を実効あるものにする。どういうことかという、「限界付」総合所得税は、スウェーデンで機能したように、総合所得をベースにして、

利子控除とロス控除が、累進の高い所得税率に即して行われてしまう。それが分離課税になると、資本取引に伴うロス控除は資本所得内だけで、総合所得に対しては認めない。そして、適用税率はみな三〇%です。

ただ実際にはスウェーデンは改革後もそうはしていません。それは私はおかしいと思います。何のためにやったのかと思います。資本所得と勤労所得を分離する考え方は、金持ちを喜ばすわけではありません。ロス控除と利子控除を非常に限定してしまい、資本所得からだけにするからです。

それから、世代間公平にも貢献します。今老人マル優というのがあって、お年寄りの利子は税金なしということですが、それはやめて、所得税制内部でも、当面の世代間の不公平を緩和することです。これは特に資産所得課税をきっちりやるということでもあります。

最後に所得税制改革の方向について申し上げます。五つありまして、まず勤労所得税制の復権です。日本は形式的には個人所得税制を累進税制です。日本は形式的には個人所得税制を累進税制です。やっておりますが、非常に負担率が低い。平均的な勤労者の場合、住民税を入れて六・数%ぐらいだったと思います。年収七百万円ぐらいで、六・数%です。OECD諸国について、平均的な勤労者の課税前の賃金に対する、税プラス社会保険料(労働者負担分)を比べてみると、日本は後ろから二番目です。所得税は非常に低い。勤労所得税率は法的には高い税率みたいですが、平均的には低い。

ところが、資産所得税はどうなっているかというところ、平均的な勤労者でも、利子税はいきなり二〇%を取られる。配当に至っては、法人税が四〇%ぐらいで、それに源泉分離課税だと三五%が課されますから、強い言葉でいうと、平均的な勤労

者にとっては逆Dual Income Taxになっている。平均的な勤労者の場合、分離課税だけでも、勤労所得税の方が低いわけです。

そこをやめる。なぜ低くなるかというところ、恐らく個人所得税制には諸控除が多いからです。配偶者控除とか、あるいは給与所得控除があってその水準が高いとか、そういったものを整理する必要があろうかと思えます。

それから、最高限界税率の引き下げをストップする。あまり下げていきますと、勤労所得税による再分配機能が落ちます。所得税制における勤労所得税制の役割を高めるべきだということです。

それから、二番目は、資本所得税制の一部に見られる総合課税の扱いを廃止すべきだ。配当とか、先物の有価証券の譲渡益など、総合課税を一部についてだけやるというのは、総合課税の考え方にも大体矛盾する。所得によって非対称な課税

上の扱いをするわけで、同じように扱うというのが総合所得税です。全体では無理であるから、一部にだけ実施するというのは非常におかしい。

三番目は、資産所得全体を合算して、その全体に一律税率を課す。

それから、四番目は、キャピタル・ロスは資本所得全体から控除される。

最後に、五番目として、法人税制と個人所得税制の統合方式を再検討する必要がある。当面の対策としては、賛成の多いのはインピュテーション方式だと思いますが、インピュテーション方式は配当にだけ負担調整をして、留保部分に対して何らやりません。そうしますと、利子と留保の課税上の不平等を何ら緩和しない。あるいは企業側にとっては借り入れの方がなお有利です。利子は二〇%だけ課税されるが、留保については法人税で四〇%を課税されて、個人段階で二〇%課税され

るということです。インピュテーション法はその問題を解決しない。なぜかという、受け取り配当のところだけをいじろうとするからです。

そうであれば、法人税率を下げる方が、留保に対する税金が少し下がりますので、留保と利子の課税上の非対称の扱いを改善するには、当面の対策としては、インピュテーションの方式よりも有効じゃないかと思えます。

長期的に所得税のシステムが Dual Income Tax になれば、これは非常に簡単になって、法人税率と資本所得税率を等しくして、投資家段階では配当や株式の譲渡益を非課税とする。例えば、法人税率が三〇%、個人段階の資本所得税率が三〇%とすれば、法人段階の源泉課税によって既に三〇%が課税されていると見れば、何も法人に関連する所得を個人段階でまた課税する必要はない。二重課税は緩和される。

総合課税より非常に簡単です。総合課税は株主の限界税率に即して何とかやろうとするからできなくなる。もともと資本所得税制が分離課税でないということになりますと、株主に適用される限界税率はどの株主もみな等しくなりますから、それをなおかつ法人税率と等しくしてしまえば非常に簡単になる。

もともと法人税率は均一なのに、投資家の限界税率は異なる。その異なった投資家の限界税率と法人税とを何とか統合しようとするから、難しくなるので、投資家の限界税率が資本所得に対して均一になってしまえば、統合方式は非常に易しくなります。それは総合課税論をどう評価するかによって、統合方式が当然変わってくるということでありませう。

時間が来ましたので、これで終わります。(拍手)

小山理事長 ありがとうございます。

予定の時間になりましたので、本日の講演をこれで終わります。

(ばば よしひさ・早稲田大学教授)

(本稿は、平成十一年十一月十九日に行われた講演会の記録で、文責は当研究会にある。)